

新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第65号

新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例の一部を改正する条例

新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例（平成15年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(電気事業者の責務)</p> <p>第6条 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号の一般電気事業者、同項第6号の特定電気事業者及び同項第8号の特定規模電気事業者は、それぞれの立場において可能な限り、太陽光、風力等による発電を行い、及び太陽光、風力等を利用して得られる電気を買い取るよう努めなければならない。</p>	<p>(電気事業者の責務)</p> <p>第6条 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号の一般電気事業者、同項第6号の特定電気事業者及び同項第8号の特定規模電気事業者は、それぞれの立場において可能な限り、太陽光、風力等による発電を行うよう努めなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。